

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
H 生産工程作業者 生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、<u>生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</u> 49 生産設備制御・監視作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断） 金属材料、金属製品の製造などにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 491 生産設備制御・監視作業者（製鉄、製鋼、非鉄金属製錬） 金属材料の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、<u>製鉄・製鋼・非鉄金属製錬を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○製鉄設備操作・監視作業者；製鋼設備操作・監視作業者；非鉄金属製錬設備操作・監視作業者；製鉄設備オペレーター；製鋼設備オペレーター；非鉄金属製錬設備オペレーター；高炉管理工；連続鑄造工（鉄鋼） ×溶解工（非鉄金属）〔521〕；溶解工（鑄物原料）〔522〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔612〕 492 生産設備制御・監視作業者（鑄物製造、鍛造） 金属材料の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、<u>鑄物製造・鍛造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○鑄物製造設備操作・監視作業者；鍛造設備操作・監視作業者；鑄物製造設備オペレーター；鍛造設備オペレーター ×溶解工（非鉄金属）〔521〕；鑄物製品検査工〔561〕；鑄物木型工〔536〕；てい（蹄）鉄打替職〔469〕		旧亜大分類「I-1 製造・制作作業者」の中分類（51～72）を廃止して、新大分類「H 生産工程作業者」を新設し、新中分類（49～59）を新設する。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
493 生産設備制御・監視作業者（金属工作） <u>金属材料の加工において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属工作を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○金属工作設備操作・監視作業者；金属工作設備オペレーター</u> <u>×陶磁器ろくろ工〔532〕；機械彫刻工〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕；のこ（鋸）盤工〔529〕；木工旋盤工〔536〕；プラスチック旋盤工〔538〕</u>		
494 生産設備制御・監視作業者（金属プレス） <u>金属材料の加工において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属プレスを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○金属プレス設備操作・監視作業者；金属プレス設備オペレーター</u> <u>×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕</u>		
495 生産設備制御・監視作業者（鉄工、製缶） <u>金属材料の加工において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、鉄工、製缶を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○鉄工設備操作・監視作業者；製缶設備操作・監視作業者；鉄工設備オペレーター；製缶設備オペレーター</u> <u>×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け（野）がき工〔529〕；車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕</u>		
496 生産設備制御・監視作業者（板金） <u>金属材料の加工において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板金を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○板金設備操作・監視作業者；板金設備オペレーター</u> <u>×いかけ（鋳掛）職〔529〕；はんだ付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；現図工〔591〕；造船銅工（配管工）〔666〕</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>497 生産設備制御・監視作業者（金属彫刻、金属表面処理）</u> 金属材料の加工において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属彫刻・金属表面処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○金属彫刻設備操作・監視作業者；金属表面処理設備操作・監視作業者；金属彫刻設備オペレーター；金属表面処理設備オペレーター ×彫刻家〔221〕；製版工〔537〕；ガラス目盛工〔545〕；貴金属彫刻師〔539〕；バフ磨工（金属）〔527〕；サンドブラスト工〔527〕；めっき液試験分析工（プラスチック）〔538〕 <u>498 生産設備制御・監視作業者（金属溶接・溶断）</u> 金属の溶接・溶断において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属の溶接・溶断を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○金属溶接設備操作・監視作業者；金属溶断設備操作・監視作業者；金属溶接設備オペレーター；金属溶断設備オペレーター ×電縫管製造工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ろう付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕 <u>499 その他の生産設備制御・監視作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）</u> 金属材料の製造、加工、金属の溶接・溶断において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、小分類〔491～498〕に含まれない処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ×熱処理品運搬員〔703〕；金属管鑄造工〔522〕；伸線工〔529〕；金属切断工（針・ピン類を除く）〔529〕；はく打工〔529〕；ダイヤモンドダイス工〔539〕；被覆電線製造工〔542〕；ダイカスト工〔529〕；シャーリング工〔529〕；金属はつり工〔529〕；熱間成形ばね工〔522〕；バフ磨工（金属）〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕；ガス溶接工〔528〕；鋳物はつり工〔529〕；プラスチック製品バフ磨き工〔538〕 <u>50 生産設備制御・監視作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> 501 生産設備制御・監視作業者（化学製品） <u>化学製品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。製塩の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、動植物油脂の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔503〕に分類される。</u> <u>○石油精製オペレーター；硬化油製造オペレーター；脂肪酸製造オペレーター；グリセリン製造オペレーター；石けん製造オペレーター；医薬品製造オペレーター；化粧品製造オペレーター；香水製造オペレーター；化粧水製造オペレーター；おしろい製造オペレーター；クリーム類製造オペレーター；洗顔クリーム製造オペレーター；歯磨き製造オペレーター；シャンプー製造オペレーター；頭髮用化粧品製造オペレーター；皮膚用化粧品製造オペレーター；仕上用化粧品製造オペレーター</u> <u>×塗料工〔531〕；香料製造工〔531〕；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）〔531〕；雷管・導火線製造工〔531〕；石油薬品回収工〔531〕；原油処理工〔531〕；ソーダ隔まく（膜）分離工（原油）〔531〕；アスファルト処理工〔531〕；ピッチ製造工〔531〕；合成繊維原料製造工〔531〕；合成洗剤製造工〔531〕；アンプル詰工〔531〕；包装（ラッピング）工〔721〕；染料仕上工〔531〕；合成樹脂製造工〔531〕；まつやに（松脂）精製工〔531〕；木材乾留工〔531〕；塗料調整工（紡織）〔535〕</u> 502 生産設備制御・監視作業者（窯業・土石製品） <u>窯業製品、土石製品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造におけ</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>る原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品・石綿製品の原料の処理・成形・仕上げを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○セメント生産オペレーター；生石灰・消石灰製造オペレーター； ×取出工（れんが・かわら類）〔532〕；取出工（陶器）〔532〕；ガラス繊維工〔532〕；光学レンズ研磨工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；れんが原料工〔532〕；陶管工〔532〕；セメントかわら製造工〔532〕；石綿スレートかわら工〔532〕；土管検査工〔572〕；るつぽ製造工〔532〕；画工（窯業を除く）〔591〕；セメント袋詰工〔719〕；天然スレートかわら製造工〔532〕；ヒューム管接続工〔666〕；コンクリート練り工〔681〕；ガラスるつぽ工〔532〕；ゆう菓製造工〔532〕；植木鉢成形工〔532〕；七宝下絵書工〔532〕；き（素）地銅器工〔526〕；ガラス目盛墨入工〔545〕；ガラス目盛腐しょく（蝕）工〔545〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔573〕；ガラス繊維織物工〔535〕；水晶加工工〔539〕；人造真珠加工工〔539〕；水晶印判師〔539〕；検瓶工（再生資源回収）〔729〕；人造石（テラゾー）製造工〔532〕；すずり（硯）製造工〔532〕；石細工師〔532〕；石切工（採石場）〔692〕；めのう加工工〔539〕 503 生産設備制御・監視作業者（食料品） <u>食料品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麴）・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工を行う生産設備の制御・監視の仕事などに従事するものをいう。</u> <u>ただし、製塩・アミノ酸液の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46又は48〕に、と（屠）殺の仕事に従事するものは小分類〔591〕に分類される。</u> ○食料品製造生産設備操作・監視作業者；食料品製造生産設備オペレーター ×脱穀・調整人〔461〕；魚粉製造工〔533〕；粉わさび製造工〔533〕；袋詰工（包装）〔721〕；原料運搬員〔703〕；袋詰工（荷造）〔706〕；しょう油缶詰工〔533〕；缶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；しょう（樟）脳油製造工〔531〕；硬化油製造オペレーター〔501〕；脂肪酸製造オペレーター〔501〕；石けん製造オペレーター〔501〕；瓶詰工〔533〕；調理師〔391〕；めん類結束工〔721〕；クリーム製造工〔533〕；アイスクャンデー製造工〔533〕；ジャム製造工〔533〕；豆腐呼売人〔324〕；寒天製造工〔533〕；ところてん製造工〔533〕；		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
マーガリン製造工〔533〕；アイスクリーム製造工〔533〕；ピーナッツバター製造工〔533〕；野菜缶詰製造工〔533〕；魚肉ハム・ソーセージ製造工〔533〕；網子（海面）〔481〕；水産缶詰製造工〔533〕；製氷工（氷室作業者）〔539〕；無塩しょう（醬）油製造工〔531〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；あん製造工〔533〕；菓子砂糖漬物製造工〔533〕；鳥獣肉漬工〔533〕；水産物かす（粕）漬製造工〔533〕；と畜作業員〔539〕；検瓶工（再生資源回収）〔729〕 504 生産設備制御・監視作業者（飲料、たばこ） 飲料・たばこの製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。 ○飲料製造生産設備操作・監視作業者；飲料製造生産設備オペレーター；たばこ製造生産設備操作・監視作業者；たばこ製造生産設備オペレーター ×麦茶製造工〔534〕；こぶ茶製造工〔534〕；はぶ茶製造工〔534〕；はま茶製造工〔534〕；瓶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；酵母培養工〔533〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料）〔573〕；開俵工〔533〕；合成酒製造工〔534〕；ボイラー・オペレーター〔642〕；選瓶工〔729〕；洗瓶工〔729〕；清酒醸造工〔534〕；打検工〔573〕；たばこ巻取検査工〔574〕 505 生産設備制御・監視作業者（繊維、衣服、繊維製品） 繊維、衣服、繊維製品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。 ただし、化学繊維の製造・繊維作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に、袋物の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。 ○繊維設備操作・監視作業者；繊維設備オペレーター；衣服生産設備操作・監視作業者；衣服生産設備オペレーター；繊維製品生産設備操作・監視作業		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
者；繊維製品生産設備オペレーター ×紡糸工（化学繊維）〔531〕；湯通し工〔386〕；精練工（化学繊維）〔531〕；毛皮漂白工〔539〕；い（蔭）染工〔536〕；紙染工〔536〕；革染工〔539〕；組ひも編工〔535〕；ワイヤーロープ製造工〔529〕；金網編工〔529〕；紙ひも工〔536〕；人毛網工〔539〕；紡績機械保全工〔551〕；染物師〔535〕；擬革紙製造工〔536〕；紙綿製造工〔536〕；定期掃除工（紡績）〔729〕；服飾デザイナー〔224〕；和服仕立工〔535〕；織布ミシン工〔535〕；裁断工（衣服・繊維製品）〔535〕；ふとん綿入工〔535〕；寝具仕立工〔535〕；ふとん手縫仕立工〔535〕；レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）〔535〕；タフテッド工〔535〕；フック工〔535〕；ミシン刺しゅう工〔535〕；ボタン付工〔535〕；セメント袋ミシン工〔536〕；高周波ミシン工〔538〕；毛皮裁断工〔535〕；紙切断工〔536〕；パターンナー〔591〕；毛糸帽子編立工〔535〕；洋服ミシン工〔535〕；布地裁断師〔535〕；靴製造工〔539〕；靴修理工〔539〕；革鼻緒製造工〔539〕；革手袋縫製工〔539〕；袋物製造工〔539〕 506 生産設備制御・監視作業（木製製品、紙製品） <u>木製製品、紙製品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板・角材などの製材、木材チップ・合板の製造、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品の製造、木材・木材チップ・古紙などからパルプの製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙の製造、紙・板紙加工製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。</u> <u>○木製製品生産設備操作・監視作業；木製製品生産設備オペレーター；紙製品生産設備操作・監視作業；紙製品生産設備オペレーター</u> ×造材作業〔472〕；皮はぎ作業（造材）〔472〕；きこり〔472〕；荷造木箱製造工〔536〕；製材整理人〔536〕；木材乾燥工〔536〕；蒸解工（製紙原料）〔536〕；合板選別工〔536〕；紙テックス製造工〔536〕；彫刻家〔221〕；陶磁器ろくろ工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；印判師〔539〕；車両現図工〔591〕；型枠大工〔651〕；金属製家具製造工〔529〕；機械木工〔536〕；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工〔536〕；曲物製造工〔536〕；いす張り工〔539〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；船台大工〔544〕；現図工〔591〕；和傘製造工〔539〕；ちょうちんはり工〔539〕；うちわはり工〔539〕；蚕具製造工（竹		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
製）〔536〕；割ばし（箸）木工〔536〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；押絵羽子板製造工〔539〕；げた台まき絵付工〔539〕；げた台塗装工〔591〕；チップ選別工〔536〕；紙切断工〔536〕；ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕；セロファン製造工〔531〕；感光紙製造工〔531〕；感圧紙製造工〔531〕；研磨紙製造工〔532〕；断裁工（加工紙製造）〔536〕；封筒製造工〔536〕；紙袋製造工（軽量袋）〔536〕；断裁工（紙製容器）〔536〕；紙袋印刷工〔537〕；セメント袋製造工〔536〕；紙切断工〔536〕；造花製造工〔539〕；紙ばこのり（糊）は（貼）り工〔536〕；紙袋は（貼）り工〔536〕；のり（糊）さし工（製本）〔537〕；表具工〔539〕 507 生産設備制御・監視作業者（印刷、製本） 印刷・製本の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製版・印刷、活字の鋳造及び製本を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、木版の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔506〕に分類される。 ○印刷機オペレーター；丁合オペレーター；製本オペレーター；カラーズキャナー・オペレーター ×写真植字機オペレーター〔537〕；電子組版機オペレーター〔537〕；DTPオペレーター〔537〕；金属彫刻工〔527〕；木版製作工〔536〕；写真焼付工〔591〕；布なつ染工〔535〕；製本はく（箔）押工〔537〕；ブリキ刷込工〔537〕；断裁工（製本）〔536〕；活字母型彫刻工〔527〕；青写真工〔591〕 508 生産設備制御・監視作業者（ゴム・プラスチック製品） ゴム製品・プラスチック製品の製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○ゴム製品生産設備操作・監視作業者；ゴム製品生産設備オペレーター；プラスチック製品生産設備操作・監視作業者；プラスチック製品生産設備オペレーター		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>×合成ゴム製造工〔531〕；アセンプル成形工（ゴム）〔538〕；プレス加硫工〔538〕；再生ゴム製造工〔538〕；ゴム製がん具組立工〔539〕；バフ磨き工（金属）〔527〕；プラスチック混練り工〔538〕；靴（プラスチック）縫製工（ケミカルシューズなど）〔539〕；塩化ビニル樹脂かばん製造工〔539〕；めつき液試験分析工（金属）〔527〕；自動車タイヤ整備士〔553〕；リノリウム製造工〔535〕；高周波ウエルダ工〔538〕</u> 509 その他の生産設備制御・監視作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、小分類〔501～508〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具など他に分類されない製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○革製品生産設備操作・監視作業者；革製品生産設備オペレーター；装身具生産設備操作・監視作業者；装身具生産設備オペレーター</u> <u>×皮はぎ工〔539〕；原皮製造工〔539〕；木製サンダル製造工〔536〕；げた製造工〔536〕；ゴム靴成形工〔538〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；仕上検査工（皮革製品）〔579〕；革製衣服製造工〔535〕；毛皮裁断工〔535〕；毛皮仕立工〔535〕；革染工〔539〕；靴革裁断工〔539〕；写真機ケース製造工〔539〕；楽器ケース製造工〔539〕；袋物製造工〔539〕；手さげ紙袋製造工〔536〕；がん具火花巻工〔531〕；羽子板製造工〔536〕；ゴム風船成形工〔538〕；ゴムまり成形工〔538〕；ゴムまり絵付工〔591〕；オルゴール組立工〔539〕；模型製作工〔539〕；扇骨師〔536〕；和傘竹骨製造工〔536〕；洋傘製造工〔539〕；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕；竹ぼうき製造工〔536〕；ささら製造工〔536〕；毛筆製造工〔539〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；基石（ガラス）製造工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；基石（プラスチック）製造工〔538〕；甲・角・貝・きば製がん具工〔539〕；水晶印判師〔539〕；木彫刻師〔536〕；洋傘骨製造工〔529〕；洋傘ミシン工〔635〕；木製がん具工〔539〕；和傘製造工〔539〕；歯科技工士〔147〕；化学肥料製造工〔531〕；大道具工（演劇）〔661〕；室内装飾工〔669〕；じゅうたん張工〔669〕</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
51 生産設備制御・監視作業者（機械組立） 電気機械器具や輸送機械などの各種機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接組み立てを行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、各種機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 511 生産設備制御・監視作業者（一般機械器具） 機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○一般機械器具組立設備操作・監視作業者；一般機械器具組立オペレーター ×機械保全工〔551〕；拡声器組立工〔542〕；映写機組立工〔545〕 512 生産設備制御・監視作業者（電気機械器具） 機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○電気機械器具組立設備操作・監視作業者；電気機械器具組立オペレーター ×扇風機組立工〔542〕；ソケット製造工〔542〕；電気時計組立工〔545〕；吹きガラス成形工〔532〕；プレーヤー工〔532〕；電気機械器具検査工〔582〕；伸線工〔529〕；ケーブル検査工〔582〕；混練り工（ゴム）（ロール・バンパリーによる混練り）〔538〕；プラスチック混練り工〔538〕；エナメル被覆工〔591〕；ペースト工〔531〕；はんだ付工〔529〕；木製セパレータ工〔536〕 513 生産設備制御・監視作業者（自動車） 機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自動車部品の組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○自動車組立設備操作・監視作業者；自動車組立オペレーター ×車台鉄骨曲げ工〔525〕；板金加工職〔526〕；自動車車台材料切断工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；シャシー組立工（電気通信機器）〔542〕；自動車検査工〔583〕；タイヤ工〔538〕；自動車内張工〔539〕 514 生産設備制御・監視作業者（輸送機械（自動車を除く）） 機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○輸送機械組立設備操作・監視作業者；輸送機械組立オペレーター ×エンジン組立工〔541〕；航空計器組立工〔545〕；内張修理工〔539〕；航空機配線工〔679〕；製缶工〔525〕；鉄道車両配線工〔679〕；鉄道車両配管工〔666〕；自転車車輪組立工〔541〕；タイヤ修理工〔538〕；造船組立工〔525〕；索具工〔529〕；船大工〔536〕；船体塗装工〔591〕；船舶配線工〔679〕 515 生産設備制御・監視作業者（計量計測機器、光学機械器具） 機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、計量計測機器・時計・光学機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○計量計測機器組立設備操作・監視作業者；光学機械器具組立設備操作・監視作業者；計量計測機器組立オペレーター；光学機械器具組立オペレーター ×計量士〔249〕；電気時計組立工〔545〕；計器目盛工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；木製ます製造工〔536〕；ぜんまい製造工〔529〕；時計検査工〔585〕；レーダー組立工〔542〕；眼鏡つる製造工〔539〕；金属目盛彫刻工〔527〕 52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） 金属材料、金属製品の製造などにおいて、道具や機械器具などを用いて、原		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。 <u>ただし、金属材料、金属製品の製造などにおける装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類 46 に分類される。</u> 521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） 高炉・電気炉を用いて鉄鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・出さい（滓）・除さい（滓）・出鉄・鋳鉄・鋳鉄・熱風炉操作の仕事、転炉・各種電気炉を用いて鉄鉄・溶融鉄鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の仕事及びキュボラ（溶鉄炉）・コシキ・各種電気炉を用いた鋳物用鉄の溶融の仕事、溶鉄炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぽ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉄石若しくは金属くず（屑）から非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鉄の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からはく（剥）離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鋳込造塊の仕事に従事するものをいう。 ○製鉄工；溶鉄予備処理工；炉前工（高炉）；鋳鉄機工；製鋼工；転炉工；電気炉工；炉外精錬工；造塊工；連続精整工；鋳物用鉄溶解工；キュボラ工（鋳物）；フェロアロイ工；原料装入工（製鉄・製鋼）；回転炉工；鋳鉄工；熱風炉工；二次精錬職；溶解炉工（非鉄金属）；電解工（非鉄金属）；精錬工（非鉄金属）；銅製錬工（電解法を除く）；蒸留工；溶鉄炉工；造塊工（非鉄金属）；転炉工（非鉄金属）；反射炉工；溶解工（非鉄金属）；るつぽ工；レトルト製錬工；貴金属製錬工；半導体材料製錬工（多結晶シリコンなど）；半導体素子製錬工；ゲルマニウム精錬工；金属ウラン製錬工；金属シリコン精錬工 ×高炉管理工〔491〕；連続鋳造工（鉄鋼）〔491〕；溶解工（鋳物原料）〔522〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔662〕 522 鋳物製造・鍛造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） 模型を用いて、鋳物用溶融金属を鋳込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型あるいは金属型などに溶解金属を注入して型ばらし・砂落としなどの仕事、加熱及び半熱間又は常温で、冶工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど（火床）係も含まれる。		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
○アルミニウム鋳物工；鋳込工（金属）；鋳物工；鋳物鋳込工；鋳物心取工；鋳物中子工；金属鋳物工；合金鋳物工；鋳鉄鋳物工；鋳鋼鋳物工；非鉄金属鋳物工；金型工；混砂工；溶解工（鋳物原料）；造形工；金属管鋳造工；鋳造工；注湯工；中子取；モールドینگマシン工；砂落工；調砂工；中子工；鋳型工；手込造形工；機械込造形工；鍛造工；鍛造操炉工；自由鍛造工；鍛造プレス工；鍛造ハンマ工；型鍛造工；手かじ（鍛冶）工；工具かじ（鍛冶）工；かじ（鍛冶）工；火床工；熱間成形ばね工 ×溶解工（非鉄金属）〔521〕；鋳物製品検査工〔561〕；鋳物木型工〔536〕；てい（蹄）鉄打替職〔469〕 523 金属工作機械作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） 旋盤・フライス盤（ミーリング）・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤（中ぐり盤）・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・ブローチ盤（矢通し）・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。 ただし、金属工作機械を用いて溶断を行う場合は小分類〔528〕に分類される。 ○旋盤工；タレット工；自動旋盤工；立旋盤工；ボール盤工；中ぐり盤工；ジグ中ぐり盤工；横中ぐり盤工；フライス盤工；歯切盤工；ホブ盤工；歯車形削り盤工；研削盤工；仕上機械工；平面研削盤工；円筒研削盤工；心なし研削盤工；ラップ盤工；ホーニング盤工；バフ盤工；特殊加工機工；形彫り放電加工機工；ワイヤ放電加工機工；電子ビーム加工機工；レーザー加工機工；電解加工機工；数値制御（NC）旋盤オペレーター；数値制御ボール盤オペレーター；数値制御中ぐり盤オペレーター；数値制御フライス盤オペレーター；マシニングセンター（MC）オペレーター；グラインダー工；実習助手（学校の金属工作機械） ×陶磁器ろくろ工〔532〕；機械彫刻工〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕；のこ（鋸）盤工〔529〕；木工旋盤工〔536〕；プラスチック旋盤工〔538〕 524 金属プレス作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） 金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞り、絞って一定の形に成形する仕事、及び刻印する仕事に従事するものをいう。 ただし、打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは小分類〔529〕に分類		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>類される。</u> <u>○プレス成形工（金属）；数値制御プレス工（金属）；金属プレス工</u> <u>×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕</u> <u>525 鉄工・製缶作業者（生産設備制御・監視作業者を除く）</u> <u>鉄塔・橋りょう（梁）・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）</u> <u>などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け（罫）がき・孔あ</u> <u>け・ぎょう（撓）鉄・組立て・てんげき（填隙）・はつりの仕事に従事する</u> <u>ものをいう。孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全</u> <u>部の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、現図展開・型板取・鋼板け（罫）がきの仕事に専ら従事するも</u> <u>のは含まれない。</u> <u>○製缶工；フレーム製缶工；ボイラー組立工；金属製缶工；橋りょう工；</u> <u>鉄骨作り工；鉄工；機械鉄工；組立鉄工；構造物鉄工；造船鉄工；車台鉄</u> <u>骨曲げ工；かしめ工；造船組立工（鋼船）；コンクリート鉄筋工（コンクリ</u> <u>ート製品製造）</u> <u>×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け（罫）がき工〔529〕；</u> <u>車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕</u> <u>526 板金作業者（生産設備制御・監視作業者を除く）</u> <u>金切はさみ・つち（鋸）・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金</u> <u>属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合</u> <u>わせ、ハンダ・硬ろう（蠟）・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事す</u> <u>るものをいう。</u> <u>ただし、はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するも</u> <u>のは含まれない。</u> <u>○板金工；ブリキかざり（鍔）職；き（素）地銅器工；銅工（板金作業）；</u> <u>銅打物職；トタン屋根ふき工；トタンとい（樋）職；板金加工職；ドラム</u> <u>缶製造工；ブリキ缶製造工</u> <u>×いかけ（鑄掛）職〔529〕；はんだ付工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；現図</u> <u>工〔591〕；造船銅工（配管工）〔666〕</u> <u>527 金属彫刻・金属表面処理作業者（生産設備制御・監視作業者を除く）</u> <u>各種の手工具・機械又は科学的腐しよく（蝕）技術によって金属に模様・</u> <u>文字・目盛・けい（罫）線・像を彫刻・切削加工する仕事、電気めっき・</u> <u>乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい（錆）（着色を含む）・アルマイト加</u> <u>工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう（滌）・仕上研磨の仕事、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するものは含まれない。</u> <u>また、機械的除脂・防せい（錆）・研磨・つや（艶）出し・カバー掛けなどに専ら従事するものは小分類〔529〕に分類される。</u> <u>○金属彫刻工；かざり（鏝）職（彫刻するもの）；金型彫刻工；活字母型彫刻工；金属目盛彫刻工；機械彫刻工；彫金工；なつ染ロール彫刻工；電気めっき工；化学めっき工；溶融めっき工；溶射めっき工；真空・気相めっき工；真空蒸着めっき工；イオンプレー工；スパッタリング工；陽極処理めっき工；化成処理めっき工；めっき工（金属）；めっき液試験分析工（金属）；金属研磨工（針・ピン類を除く）；鋼塊疵取工；錆落工（パフ研磨機によらないもの）；可搬研磨工（ポータブル研磨工）；金属はつり工；パフ磨工（金属）</u> <u>×彫刻家〔221〕；製版工〔537〕；ガラス目盛工〔545〕；貴金属彫刻師〔539〕；めっき液試験分析工（プラスチック）〔538〕</u> 528 金属溶接・溶断作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も含まれる。</u> <u>○アーク溶接工；手動アーク溶接工；半自動アーク溶接工；抵抗溶接工；スポット溶接工；シーム溶接工；フラッシュバット溶接工；ガス溶接工；電子ビーム溶接工；プラズマ溶接工；レーザー溶接工；摩擦溶接工；超音波溶接工；ガス切断工；プラズマ切断工；レーザー切断工；自動車（乗用車）組立ガス溶接工</u> <u>×電縫管製造工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ろう付工〔529〕</u> 529 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>金属を加熱・冷却することにより、焼ならし・焼なまし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一定の性質を与える仕事、金属熱処理品の準備（運搬のみに従事するものを除く）・後処理、金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法</u>		「自動車（乗用車）組立ガス溶接工」については、溶接作業を行うものであるため、旧小分類「591 自動車組立作業者」から例示を移す。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>によって金属管を製作・精整する仕事（熱間・冷間・溶融を問わない）、製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ（鋸）断の仕事に従事し、溶融金属の押し出しによる製管の溶融の仕事、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取の仕事、鉍石の粉碎・ばい（焙）焼・焼結・団鉍・仕上げなど小分類〔521 及び 522〕に含まれない金属材料製造の仕事に従事するもの、また、機械又は手道具を用いて網・かご（籠）・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造、及び冷間成形によるばねの成形の仕事、針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・研磨（バフ磨きを除く）の仕事、金属の切断・はさみとぎなど小分類〔523～528〕に含まれない金属加工の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、金属材料について単独に行われる切断の仕事、線素材の熱処理又は金属線の防せい（錆）の仕事に従事するもの、また、針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、及び熱間成形によるばねの製造の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○焼ならし・焼なまし工；焼入焼戻し工；浸炭焼入焼戻し工；窒化・軟室化工；高周波焼入焼戻し工；熱処理工；圧延加熱炉工；熱間圧延工；分塊圧延工；条鋼圧延工（線材、形鋼、棒鋼）；鋼板圧延工（厚板、熱延）；シームレス鋼管工；冷間圧延工；冷延工；電磁鋼板工；ステンレス鋼板工；表面処理鋼板工；展延工（非鉄金属箔）；溶接鋼管工；大径管工（スパイラル、UO管）；電縫管製造工；鍛接管工；圧延仕上工；圧延ロール整備工；伸線工；裸線工；合金線引抜工；展延工；電線工；電線圧延工；銅線引抜工；ニクロム線伸線工；針金伸線工；ピアノ線伸線工；巻取工；ワイアスブーラー工；ばい焼工；焼結工；鋳物仕上工；鋳物型ばらし工；ショット・ブラスト工（金属材料製造）；鋳物はつり工；ガウジング工；金属焼結工；団鉍工；粉末や（冶）金焼結工；粉末や（冶）金成形・再圧縮工；洋傘骨製造工；金網編工；クリップ細工工；針金細工工；針金たが製造工；ピアノ線細工工；有刺鉄線細工工；ワイヤーロープ製造工；ラス製造工；製釘工；製びょう（鉋）工；注射針製造工；つり（釣）針製造工；縫針製造工；編針製造工；ピン加工工；安全ピン製造工；ヘアーピン製造工；虫ピン製造工；ばね製造工（熱間成形を除く）；ぜんまい製造工；ひげばね成形工（熱間成形を除く）；ライターばね製造工（熱間成形を除く）；金属切断工（針・ピン類を除く）；金属はく（箔）はり工；金粉職；はく打工；検量工；とぎ師（はさみ・鎌・包丁）；はんだ付工；ろう付工；ロールによらない圧延工；シャーリング工；のこ（鋸）盤工；心出工；金型取付工；いかけ（鋳掛）職；砂吹工（サンドブラスト工）；索具工；金属製家具製造工；け（罎）がき工；自動車車台材料切断工；打貫工；ダイカスト工；金属仕上工；金属</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>はつり工</u> <u>×熱処理品運搬員〔703〕；金属管鑄造工〔522〕；ダイヤモンドダイス工〔539〕；被覆電線製造工〔542〕；熱間成形ばね工〔522〕；バフ磨工（金属）〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕；ガス溶接工〔528〕；プラスチック製品バフ磨き工〔538〕；溶接検査工〔562〕；プレス検査工〔562〕；金属切削製品検査工〔562〕</u> 53 その他の製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造において、道具や機械器具などを用いて、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造における装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類 50 に分類される。</u> 531 化学製品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、動植物油脂を製造する仕事に従事するものは小分類〔533〕に分類される。</u> <u>○硝酸製造工；硫酸製造工；苛性ソーダ製造工；ソーダ灰製造工；カーバイド製造工；硫酸亜鉛製造工；二硫化炭素製造工；さらし粉製造工；ベンゾール製造工；テレピン油製造工；しょう（樟）脳油製造工；タンニン製造工；まつやに（松脂）精製工；アミノ酸液製造工；圧縮ガス製造工；アルコール製造工；メラニン製造工；カーボンブラック製造工；アセチレンブラック製造工；硝化綿製造工；サッカリン製造工；染料製造工（天然・化学）；火薬製造工；爆薬製造工；ニトログリセリン製造工；カーリット製造工；合成樹脂製造工；石炭乾留工；熱処理工（化学又は顔料熱処理）；木材乾留工；原油処理工；アルカリ回収工；アンモニア回収工；薬品回収工；ソーダ隔まく（膜）分離工；薬品調合工（化学）；アルカリ調整工；ファイバー塩化亜鉛液調整工；染料仕上工；化学薬品製造工；塩酸製造工；無塩しょう（醬）油製造工；合成ゴム製造工；化学肥料製造工；蒸留水製造工；</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
セロファン製造工；合成繊維原料製造工；合成洗剤原料製造工；高压ガス作業主任者；石油薬品回収工；石油精製工；揮発油工；軽油工；パラフィン工；潤滑油精製工；原液調整工（化学繊維）（合成繊維を除く）；紡糸工（化学繊維）；後処理工（化学繊維）；長繊維処理工（化学繊維）；短繊維処理工（化学繊維）；精練工（化学繊維）；乾燥工（化学繊維）；成形工（油脂加工）；医薬品製剤工；粉碎工（化学製品製造）；塗料工；塗料調合工；塗料ねっか（捏和）工；洗浄剤製造工（石けんを除く）；合成洗剤製造工；製塩工；絵具製造工；グリース製造工；ピッチ製造工；ろうそく製造工；歯科用セメント製造工；鉛筆しん（芯）製造工；線香製造工；がん（玩）具花火巻工；雷管・導火線製造工；漆精製工；パテ製造工；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）；殺虫剤製造工（家庭用）；渋精製工；アスファルト処理工；タール処理工（分留を除く）；アンプル詰工；アンプル溶閉工；墨製造工；にかわ製造工；のり（糊）製造工；ペースト工；感光紙製造工；感圧紙製造工；接着剤製造工（ゴムのりを除く）；印刷インキ製造工；真空缶分離機工；真空缶精塩工；乾燥工（化学製品製造）；香料製造工；アイソトープ製造工×包装（ラッピング）工〔721〕；塗料調整工（紡織）〔535〕；薬品検査工〔571〕 <u>532 窯業・土石製品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く）</u> <u>道具や機械器具などを用いて、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品・石綿製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。</u> ○ガラス原料工；れんが原料工；陶磁器原料工；石こう（膏）原料工；と（砥）粒原料工；窯業原料粉碎工；原料調合工；土練り工（陶磁器製造）；粘土原料工（かわら製造）；ガラス熔融炉工；ガラス原料精製工；光学ガラス熔融工；ガラス原料分級工；ガラスるつぼ工；ガラス成形工；板ガラス成形工；ガラス管成形工；ガラス繊維製造工；製瓶工；吹きガラス成形工；ガラスプレス成形工；ガラス熱処理工；ガラス徐冷工；ガラス熱処理強化工；耐火れんが成形工；れんが型打工；プレス工（れんが）；かわら切断工；トンネルかま（窯）工（れんが・かわら類）；かま（窯）詰工（れんが・かわら類）；れんが仕上工；かわら仕上工；土管仕上工；かわら製造工；れんが焼成工；かわら焼成工；モザイク製造工；土管成形工；取出工；自動ろくろ成形工；流込成形工（陶磁器）；プレス成形工（陶磁器）；押出し成形工（陶磁器）；型起こし成形工（陶磁器）；さや（匣鉢）成形工（えんごろ工）；陶管工；陶磁器ろくろ工；陶器焼成工；さや（匣鉢）焼成工；素焼焼成工；陶磁器レース加工工；陶磁器仕上研磨工；陶磁器鋳込工；土がま（釜）成形工；土なべ（鍋）成形工；内ごて造工；陶器旋盤工；生型仕上工；タ		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>イル成形工；絵がま（釜）焼成工；かま（窯）焼工；植木鉢成形工；陶工；乾燥型仕上工（陶磁器）；タイル型はめ工；楽焼工；絵付工（窯業）；陶磁器絵付工；ガラス絵付工；七宝下絵書工；漆絵付工（窯業）；銅板絵付工（窯業）；画工（窯業）；素描工（窯業）；線ひき工（窯業）；彩色工（窯業）；転写紙は（貼）り付工（窯業）；絵付線引工（窯業）；吹付工（窯業）；ゴム印押工（窯業）；皿絵付工；コンクリートブロック製造工；コンクリート舗装板製造工；セメントかわら製造工；厚形スレート製造工；コンクリートポール製造工；コンクリートパイル製造工；コンクリート管製造工；ヒューム管製造工；石綿円筒製造工；パイルセメント板製造工；木毛セメント板製造工；木片セメント板製造工；石綿スレートかわら工；人造石（テラゾー）製造工；生コンクリート製造工；石工；石切工；石研磨工；石彫工；石文字彫工；石積工；天然スレートかわら製造工；墓石工；大理石加工工；かわら施ゆう（釉）工；ゆう薬調整工；ゆう薬製造工；うわぐすり点付工；うわぐすりかけ工；ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）；ほうろうがけ工；ほうろう焼成工；ほうろう焼入工；ほうろう仕上工；ガラス熱加工工；バーナー加工工（ガラス）；ガラス火切・口焼工；ガラスカッティング工；ガラスカット工；ガラス研磨工；銀引き工（ガラス）；アンブル細工工；石こう製造工；焼石こう製造工；石こうプラスター製造工；石こうボード製造工；チョーク製造工；七宝工；七宝線付工；七宝ゆう（釉）差し工；七宝焼成工；七宝研磨工；すずり（硯）製造工；研磨材料製造工；研磨用品原料粉碎工；金剛砂製造工；研削と（砥）石製造工；布やすり工；紙やすり製造工；磨き砂製造工；ガラス繊維工；ビーズ工；風鈴（ガラス）製造工；ボタン（ガラス）製造工；碁石（ガラス）製造工；玉すだれ製造工；るつぽ製造工；バラスト製造工（採石場でないもの）；研削材製造工；ドロマイト製造オペレーター；うんも（雲母）製品仕上工；岩綿製造工；石灰粉碎工；フレーヤー工；研磨紙製造工；鉋さい（滓）繊維製造工；大理石細工工；石細工師；天然と（砥）石工；石綿製品製造工；碎石工（山元を除く）；石印材工；開綿工（石綿）；石綿パッキング工</u> ×光学レンズ研磨工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；土管検査工〔572〕；画工（窯業を除く）〔591〕；セメント袋詰工〔721〕；ヒューム管接続工〔666〕；コンクリート練り工〔681〕；き（素）地銅器工〔526〕；ガラス目盛墨入工〔545〕；ガラス目盛腐しょく（蝕）工〔545〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔573〕；ガラス繊維織物工〔535〕；水晶加工工（印判師を除く）〔539〕；人造真珠加工工〔539〕；水晶印判師〔539〕；検瓶工（再生資源回収）〔729〕；石切工（採石場）〔692〕；めのう加工工〔539〕；ガラス製品検査工〔572〕；板ガラス検査工〔572〕；陶磁器検査工〔572〕；土管検査工〔572〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
533 食料品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事などに従事するものをいう。</u> <u>ただし、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは小分類〔531〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46 又は 48〕に、と（屠）殺の仕事に従事するものは小分類〔591〕に分類される。</u> <u>○精穀工；精米工；精米機運転工；精麦工；小麦製粉工；そば粉製粉工；米粉製造工；白玉粉製粉工；じょうしん粉製造工；さらしあん製粉工；でん粉製粉工；甘しょ（諸）でん粉製造工；くず（葛）粉製造工；きな粉製造工；こんにやく粉製造工；味そ製造工；しょう油製造工；魚油製造工；肝油製造工；内臓油製造工；オリーブ油製造工；落花生油製造工；ひまし油製造工；綿実油製造工；木ろう製造工；ごま油製造工；菜種油製造工；こめ油製造工；あまに油製造工；きり油製造工；ひまわり油製造工；大豆油製造工；天ぶら油製造工；サラダ油製造工；マーガリン製造工；ショートニング製造工；ラード製造工；精製工（動植物油脂）；搾油工（動植物油脂）；抽油工（動植物油脂）；脱酸工（動植物油脂）；脱色工（動植物油脂）；脱臭工（動植物油脂）；含みつ糖製造工；粗糖製造工；精製糖製造工；液糖製造工；てん菜糖製造工；氷砂糖製造工；角砂糖製造工；炭素回収工（精糖）；食酢製造工；ソース製造工；ケチャップ製造工；マヨネーズ製造工；こしょう製造工；カレー粉製造工；七色唐がらし製造工；からし製造工；西洋からし製造工；粉わさび製造工；うどん製造工；乾めん製造工；生めん製造工；ゆでめん製造工；きしめん製造工；そうめん製造工；そば製造工；マカロニ製造工；スパゲッティ製造工；ワンタンの皮製造工；シューマイの皮製造工；製めん機工；うどん釜ゆで工；めん類乾燥工；食パン製造工；ビスケット製造工；ウエファース製造工；クッキー製造工；菓子パン製造工；クラッカー製造工；ベーカー；和生菓子司；上物職人（和生菓子）；ようかん製造工；もなか製造工；もち（餅）菓子職；まんじゅう職；どら焼職；石ごろも製造工；甘納豆加工工；いり豆製造工；今川焼職；キャラメル製造工；ドロップ製造工；あめ菓子製造工；チョコレート製造工；乾パン製造工；油菓子製造工；ドーナッツ製造工；ボーロ製造工；パン仕込工；パン原料混合工；はっ（醗）酵工；ういろう職；せんべい職；うるちせんべい製造職；せんべい味付工；干菓子職；らくがん製造職；おこし製造職；おのろけ豆製造工；落花生加工工；もなかの皮製造工；チューイ</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>ンガム製造工；綿菓子製造工；ヌガー製造工；あめ原料調合工；焼成工（パン・菓子）；パン焼工；衣かけ工；製菓衛生師（パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類）；あられ製造職；朝日豆製造職；回転焼職；だんご焼職；大福もち製造職；あん製造工；ぶんたん漬職；菓子砂糖漬物製造工；あめ原料仕込工；さらしあめ切断工；豆腐製造工；焼豆腐製造工；高野豆腐（しみ豆腐）製造工；油揚げ製造工；なまあげ製造工；がんもどき製造工；湯葉製造工；こんにやく製造工；しらたき製造工；ふ製造工；飲用乳製造工；粉乳製造工；練乳製造工；コンデンスミルク製造工；バター製造工；チーズ製造工；クリーム製造工；ミルク処理工；はっ（酏）酵乳製造工；乳飲料製造工；殺菌工（乳製品製造）；鳥獣肉漬工；味そ漬肉製造工；つくだ煮製造工（鳥獣肉）；かす（粕）漬肉製造工；かす（粕）漬製造工（鳥獣肉）；くん製製造工（鳥獣肉）；塩漬工（鳥獣肉）；ハム製造工（鳥獣肉）；ベーコン製造工（鳥獣肉）；ソーセージ製造工（鳥獣肉）；腸詰工（鳥獣肉）；水産物塩蔵工；塩辛製造工；水産物かす（粕）漬製造工；水産物くん製加工工；ねりうに（雲丹）工；水産物つくだ（佃）煮製造工；かつおぶし製造工；からすみ工；水産ねり物製造工；かまぼこ製造工；とろろこんぶ製造工；わかめ乾燥工；ひじき乾燥工；桜えび（海老）加工工；水産物ふりかけ製造工；でんぶ加工工；魚粉製造工；干しこんぶ製造工；魚肉ハム・ソーセージ製造工；さつま揚げ製造工；煮干し工；干物製造工；するめ加工工；のり（海苔）製造工；干しこんぶ加工工；寒天製造工；ところてん製造工；干しかずのこ製造工；竹輪製造工；はんぺん製造工；梅干し漬工；千枚漬工；たくあん（沢庵）漬工；福神漬工；らっきょう漬工；酒かす（粕）漬工（野菜）；塩漬工（野菜）；酢漬工（野菜）；味そ漬工（野菜）；しょうが漬物工；ジャム製造工；ぬか漬工；奈良漬製造工；わさび漬製造工；缶詰材料調理工；水産缶詰製造工；畜産缶詰製造工；野菜缶詰製造工；果実缶詰製造工；食品瓶詰製造工；加熱殺菌工；調味液工；密封工；袋詰工（調理食品）；パン粉製造工；生酢精製工；酵母培養工；イースト培養工；オブラート製造工；たる詰工；開俵工；麦芽工；種こうじ工（酒・味そ・しょう（醬）油製造を除く）；種こうじ培養工（酒・味そ・しょう（醬）油製造のこうじ造り工を除く）；薬味製造工；ピーナッツバター製造工；アイスクリーム製造工；アイスキャンデー製造工；天ぷら揚げ職人（飲食店以外）；コロッケ製造人（飲食店以外）；シュウマイ製造人（飲食店以外）；即席ラーメン製造工（製めんを除く）；乾燥野菜製造工；コーヒーひき工；もやし製造工（工場生産）；たいみそ製造工；納豆製造工；水あめ製造工；ころ柿製造工；食用ゼラチン工</u> <u>×脱穀・調整人〔461〕；袋詰工（包装）〔721〕；原料運搬員〔703〕；袋詰工（荷造）〔706〕；しょう（樟）脳油製造工〔531〕；硬化油製造オペレーター</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>〔501〕；脂肪酸製造オペレーター〔501〕；石けん製造オペレーター〔501〕；調理師〔391〕；めん類結束工〔721〕；豆腐呼売人〔324〕；網子（海面）〔481〕；製氷工（氷室作業者）〔539〕；無塩しょう（醬）油製造工〔531〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；と畜作業員〔539〕；検瓶工（再生資源回収）〔729〕</u> 534 飲料・たばこ製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。</u> <u>ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。</u> <u>○緑茶製造工；せん茶製造工；玉露製造工；まっ茶製造工；番茶製造工；いり（炒）茶製造工；紅茶製造工；ウーロン茶製造工；荒茶製造工；粉末茶製造工；清酒醸造工；杜氏（とうじ）；清酒もろみ造り主任；清酒こうじ造り主任；酒母造り主任；清酒製造作業員；ビール醸造工；果実酒製造工；ぶどう酒製造工；りんご酒製造工；みかん酒製造工；洋酒製造工；蒸留酒製造工；焼酎製造工；ウイスキー製造工；ブランデー製造工；混成酒製造工；合成酒製造工；白酒製造工；みりん製造工；ワイン製造工；泡盛製造工；梅酒製造工；ジュース製造工；サイダー製造工；コーラ製造工；コーヒー飲料製造工；ミネラルウォーター製造工；茶系飲料製造工；シロップ製造工；ラムネ製造工；炭酸水製造工；粉末飲料製造工；炭酸飲料製造工；たばこ原料処理工；たばこ原料加工工；製品たばこ製造工；麦茶製造工；こぶ茶製造工；はぶ茶製造工；はま茶製造工</u> <u>×瓶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；酵母培養工〔533〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料）〔573〕；開俵工〔533〕；ボイラー・オペレーター〔642〕；選瓶工〔729〕；洗瓶工〔729〕；打検工〔573〕；たばこ巻取検査工〔574〕</u> 535 繊維・衣服・繊維製品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、化学繊維の製造・繊維作業に従事するものは小分類〔531〕に、袋物の製作作業に従事するものは小分類〔539〕に分類される。</u> <u>○紡績工；混打綿工；せつりゅう（櫛梳）工；練糸工；粗紡工；精紡工；ガラ紡工；合糸工；ねん（撚）糸工；加工糸工；織機準備工；整経工（織機準備）；はた（機）ごしらえ工；製布工；織工；手織工；平織工；あや（綾）</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
織工；麻織工；絹織工；織機台持工；パイル織工；ブロード織工；シール織工；じゅうたん織工；毛布織工；マフラー織工；だん（緞）通工；織フェルト工；帯地織工；どん（緞）子織物工；べっちゃん織物工；ビロード織物工；ガラス繊維織物工；ウール地織物工；テープリボン織物工；精練・漂白工（紡織）；漂白仕上工；染物師；染色工；なつ染工；調色工；水洗工（紡織染色）；仕上工（紡織）；あい（藍）染工（紡織）；プリント工（紡織）；手なつ染工（紡織）；布なつ染工；絞染工（紡織）；友禅染工；整経工（編物・網立）；手編工；レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）；毛糸帽子編立工；手編ネット工；丸編工；台丸編工；たて（経）編工；横編工；靴下編立工；作業手袋編立工；ニット生地修理工；婦人服仕立工；子供服仕立工；洋裁工；洋裁師；洋裁見習工；仮縫工（婦人服）；洋服工；仮縫工（洋服）；洋服裁縫師；紳士服仕立工；男子服仕立見習工；和裁工；和服仕立工；羽織仕立工；和式下着裁縫工；帯仕立工；はかま仕立工；能衣装仕立工；けさ（法衣）仕立工；肩掛仕立工；和服修理工；布はくミシン工；運動靴ミシン縫製工；ニット縫製工；学生服縫製工；雑きん（巾）縫製工；シャツ縫製工；足袋縫製工；カーテン製造工；シーツ製造工；スカーフ製造工；ワイシャツ製造工；ボタン付工；縁かがり工；織布ミシン工；洋服ミシン工；帽子ミシン工；洋傘ミシン工；キルティング製品縫製工；縄ない（縄）工；真田ひも工；組ひも編工；麻ロープ製造工；マニラロープ製造工；合成繊維ロープ製造工；製網工；ネット製造工；ヘヤーネット製造工（人毛を除く）；ハンモック製造工；選繭工；煮繭工；配繭工；ガーネット工；せん毛工；繰糸工；結束工（製糸）；揚返工；かせ取工；洗毛工；煮麻工；ラップ運搬工；管運搬工；ケーク運搬工；ケーク取付工；コップ蒸し工；よこ（緯）つぎ工；きず取工；節取工；コーン巻工；毛焼工；ヤール掛工；縮じゅう（絨）工；布巻取工；機械折たたみ工；製綿工；ふとん綿打直し工；タフテッド工；フック工；脱脂綿製造工；フェルト電着工；擬革製造工；リノリウム製造工；油布製造工；塗料調製工（紡織）；塗布工（油布）；起毛工；ガス焼工（綿布）；キルティング生地製造工；フェルト製造工；不織布製造工；手刺しゅう工；機械刺しゅう工；ミシン刺しゅう工；アップリケ刺しゅう工；レース刺しゅう工；美術刺しゅう工；手袋刺しゅう工；裁断工（衣服・繊維製品）；布地裁断師；足袋裁断工；洋服裁断師；ほう（庖）裁工；大裁工；カラー裁断工；毛皮裁断工；毛皮仕立工；革製衣服製造工；革ジャンパー仕立工；布手袋製造工；鼻緒製造工；パフ製造工；衣料仕上工；プレス仕上工；かけはぎ職；さし工；洋服ボタン付工；ふとん綿入工；リボン製造工；ふとん手縫仕立工；寝具仕立工；帆製造工；天幕製造工；郵袋製造工；ほろ製造工；帽子製造工；学帽製造工；野球帽製造工		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>×紡糸工（化学繊維）〔531〕；湯通し工〔386〕；精練工（化学繊維）〔531〕；毛皮漂白工〔539〕；い（蔭）染工〔536〕；紙染工〔536〕；革染工〔539〕；ワイヤーロープ製造工〔529〕；金網編工〔529〕；紙ひも工〔536〕；人毛網工〔539〕；紡績機械保全工〔551〕；擬革紙製造工〔536〕；紙綿製造工〔536〕；定期掃除工（紡績）〔729〕；服飾デザイナー〔224〕；セメント袋ミシン工〔536〕；高周波ミシン工〔538〕；紙切断工〔536〕；パタンナー〔591〕；靴製造工〔539〕；靴修理工〔539〕；革鼻緒製造工〔539〕；革手袋縫製工〔539〕；袋物製造工〔539〕；生糸検査工〔575〕；紡織検査工〔575〕；織布検査工〔575〕；繊維製品検査工〔575〕</u> 536 木製製品・紙製品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する仕事、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。</u> <u>○木箱製材工；板割角製材工；床柱製作工；のこ（鋸）機械工；チップパー工；木取工（製材）；ハンドル工（製材）；帯のこ運転工（製材）；チップ選別工；丸のこ運転工（製材）；フローリング工（製材）；ロールバンド工（製材）；銘木工（製材）；銘板工（製材）；単板製作工；ベニヤ（単板）工；薄板切断工；合板接着工；プレス工（合板）；合板裁断工；特殊合板工；械ブレカット工；機械木工；かんな機木工；割ばし（箸）木工；しゃくし（杓子）木工；木工旋盤工；木工フライス盤工；ほぞ穴あけ工；プレーナー工（木材）；木彫刻師；ろくろ工；木製ろくろ工；くりもの工；フローリング工（製材を除く）；人形彫師；木版製作工；木管製造工；玉台修理工；木型工；工作木型工；木型旋盤工；木型大工；靴木型製作工；鋳型模型工；鋳物木型工；将棋彫駒製作工；鏡台製造工；額縁製造工；神棚製造工；障子製造工；机製造工；いす製造工；ふすま骨製造人；木工機械加工工（家具）；オルガンばこ（函）製造工；木製ます製造工；人形ケース製造工（木製）；指物大工；家具大工；洋家具製造工；木製寝台製造工；建具工；家具組立工；金具付工（家具）；モザイク工；たんす仕上工；家具修理工；家具製造工；パルプ工（製紙）；蒸解工（製紙原料）；溶解工（製紙原料）；漂白工（製紙）；調薬工（製紙）；調整工（製紙原料）；パルプすき取工；古紙精選工；製紙工；抄造工；仕上工（スーパー・ワインダ工）（製紙）；アート・コート原紙すき工；紙手すき工；手すき和紙工；紙器製造工；折りたたみ箱製</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
造工；紙皿製造工；紙コップ製造工；ファイバーチューブ製造工；薬品容器製造工（紙製）；化粧品容器製造工（紙製）；電球サックはり工；クラフト紙袋製造工；セメント袋製造工；セメント袋ミシン工；紙筒製造工；菓子箱製造工（紙製）；機械箱工；段ボールかん（函）製造工；紙ばこのり（糊）は（貼）り工；紙管製造工；コーン製造工（紙器）；ファイバーコーン製造工；針金止工（紙製容器）；飲料容器製造工（紙製）；紙袋製造工（軽量袋）；紙袋は（貼）り工；封筒製造工；手さげ紙袋製造工；たけ（丈）長紙製造工；元結製造工；水引製造工；金封製造工；水引ゆい工；紙より工；荷札仕上工；紙ひも工；セロファンひも製造工；船大工；船匠；川船大工；小型船舶大工；ヨット製造工；ボート製造工；船体組立木工；木船水止工；木船修理工；扇骨師；うちわ骨師；ちょうちん骨製造工；和傘竹骨製造工；竹すだれ製造工；ざる製造工；竹ぐし（串）製造工；竹ぼうき製造工；毛糸手編棒製造工；つりざお製造工；虫かご製造工；ささら製造工；しんし（伸子）製造人；蚕具製造工（竹製）；熊手製作工；筆軸製作工；竹いす製造工；竹製鳥かご製造工；竹たが製造工；竹材染工；かご編工；果物かご仕上工；茶せん製造工；炭俵製造人；畳床製造工；わらざうり作り；パナマ帽体工；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工；き（杞）柳行李製造工；麦わら帽体工；しだ加工工；あけび加工工；い（藺）草加工工；い（藺）染工；いす（とう製）製造工；安楽いす（とう製）製造工；畳表製造工；ござ織職；角マット製造工；座敷ぼうき製造工（草製）；塗工紙製造工；ビスコース塗工紙製造工；色紙製造工；紙染工；硫酸紙製造工；ろう（蠟）紙製造工；油紙製造工；合成樹脂浸透紙製造工；バルガナイズドファイバー製造工；渋紙製造工；擬革紙製造工；パラフィン紙製造工；合成樹脂塗工紙製造工；アートコート紙製造工；酢酸紙製造工；耐酸紙製造工；温床紙製造工；積層加工紙製造工；ターボリン紙製造工；合成樹脂ラミネート紙製造工；金属はく（箔）ラミネート紙製造工；防水包装紙製造工；ルーフィング製造工；カーボン紙製造工；紙デックス製造工；経木紙製造工；段ボール製造工；紋紙製造工；ふすま紙製造工；ふすま紙型置工；壁紙製造工；転写紙製造工；エンボス加工紙製造工；木材防腐工；木材耐火処理工；小羽割工；木材乾燥工；木材見積人；製材整理人；げた製造工；木製サンダル製造工；げた材木取工；げた木地加工工；経木細工工；い（藺）草選別工；木製セパレータ工；合板選別工；木箱製造工；板箱製造工；折箱製造工；木毛製造工；セロファン木毛製造工；コルク製造工；洋服掛製造工；なべぶた（鍋蓋）製造工；木ぐし（櫛）製造工；ペン軸製造工；げた台成形工；鼻緒立工；野球バット製造工（木製）；羽子板製造工（押絵羽子板を除く）；碁・将棋盤製作者；マッチ軸木工；荷造木箱製造工；皮はぎ工（製材業）；たらい製造工；曲物製造工；ひ（檜）物製造工；木製おけ製		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>造工；たる工；ビールだる製造工；漬物だる製造工；三宝製造工；味そだる製造工；紙切断工；カッター工（紙巻取切断工）；断裁工（製本）；断裁工（加工紙製造）；断裁工（紙製容器）；巻取工（製紙）；筒切工；選別工（製紙）；型紙彫刻士；染型彫刻工；紋切工；ジャカード孔あけ工；紙のり（糊）は（貼）り工（他に分類されないもの）；障子紙はり継ぎ工；紙綿製造工×造材作業員〔472〕；皮はぎ作業員（造材）〔472〕；きこり〔472〕；彫刻家〔221〕；陶磁器ろくろ工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；印刷師〔539〕；車両現図工〔591〕；型枠大工〔651〕；金属製家具製造工〔529〕；いす張り工〔539〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；船台大工〔544〕；現図工〔591〕；和傘製造工〔539〕；ちょうちんはり工〔539〕；うちわはり工〔539〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；押絵羽子板製造工〔539〕；げた台まき絵付工〔539〕；げた台塗装工〔591〕；ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕；セロファン製造工〔531〕；感光紙製造工〔531〕；感圧紙製造工〔531〕；研磨紙製造工〔532〕；紙袋印刷工〔537〕；造花製造工〔539〕；のり（糊）さし工（製本）〔537〕；表具工〔539〕；丸太検査工〔576〕；木型検査工〔576〕；木材検査工〔576〕；仕上検査工（紙・紙製品製造）〔576〕</u> <u>537 印刷・製本作業者（生産設備制御・監視作業員を除く）</u> <u>道具や機械器具などを用いて、製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類〔534〕に分類される。</u> <u>○植字工；機械植字工；文字組版工；写真植字機オペレーター；写真植字工；電算写真工；版組工；電子組版機オペレーター；版下デザイナー；製版工；印刷製版工；平版製版工；写真製版工；グラビア製版工；プラスチック製版工；オフセット製版工；紙型工；活版鋳込工；鉛版鋳込工；印刷鉛版工；焼付工（製版）；刷版作業員；DTPオペレーター；凸版印刷工；活版印刷工；平版印刷工；オフセット印刷工；グラビア印刷工；凹版印刷工；プラスチック印刷工；新聞印刷工；織物印刷工；名刺印刷工；段ボール印刷工；紙袋印刷工；輪転機運転工；校正刷工；調肉工（印刷）；金属板印刷工；時計文字盤印刷工；フレキシ印刷作業員；シルク印刷工（染色業以外）；製本工；折工（製本）；紙折工（製本）；背とじ工；背固め工；のり（糊）さし工（製本）；表紙くるみ工；表紙仕上工；カバー掛工；ブリキ刷込工；印刷写真工；修正工（印刷）；校正工；製本はく（箔）押工；レタチャ；</u> <u>×金属彫刻工〔527〕；木版製作工〔536〕；写真焼付工〔591〕；布なつ染工〔535〕；断裁工（製本）〔536〕；活字母型彫刻工〔527〕；青写真工〔591〕</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
538 ゴム・プラスチック製品製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ゴム処理工（洗浄・前加熱・切断など）；配合工（ゴム）；素練り工（ゴム）（素練り・ストレーナ操作など）；混練り工（ゴム）（ロール・バンパリーによる混練り）；合せ型製品成形工（ゴム）；は（貼）り付け型製品成形工（ゴム）；ライニング成形工（ゴム）；アSEMBル成形工（ゴム）；カレンダ工（ゴム）；押出し工（ゴム）；ゴム引工；フォームラバー製造工；ラテックス製品製造工；エボナイト加硫工；プレス加硫工；焼付加硫工；ゴム風船成形工；ゴムまり成形工；ゴム靴成形工；タイヤ工；合成樹脂製品成形工；圧縮成形工（プラスチック）；射出成形工（プラスチック）；押出し成形工（プラスチック）（インフレーションを含む）；積層成形工（プラスチック）；発泡（泡）成形工（プラスチック）；スラッシュ成形工（プラスチック）；熱成形工（プラスチック）；回転成形工（プラスチック）；サンダル（プラスチック）製造工；基石（プラスチック）製造工；高周波ミシン工；高周波ウエルダ工；裁断工（プラスチック製品）；プラスチック旋盤工；ゴム塗布工；レインコート塗布工；ゴム防水工；セルロイド裁断工；ゴムシート裁断工；石綿ゴム混合工；のり（糊）引工（地下足袋製造）；再生ゴム製造工；型抜工（プラスチック）；セロファンテープ製造工；型抜工（ゴム）（タイヤ・水枕・手袋等）；切削工（ゴム）（エボナイト・糸ゴム・バンド等）；仕上工（ゴム）（チューブ張り合せ・ばり取り・表面研磨）；仕上工（プラスチック）；プラスチック製品バフ磨き工；原料樹脂処理工（ダブレット・混練り）；めっき工（プラスチック製品）；組立工（プラスチック製品）；溶接工（プラスチック製品）（高周波溶接を除く）；プラスチック混練り工；タイヤ修理工；めっき液試験分析工（プラスチック） ×合成ゴム製造工〔531〕；ゴム製がん具組立工〔539〕；バフ磨き工（金属）〔527〕；靴（プラスチック）縫製工（ケミカルシューズなど）〔539〕；塩化ビニル樹脂かばん製造工〔539〕；めっき液試験分析工（金属）〔527〕；自動車タイヤ整備士〔553〕；リノリウム製造工〔535〕</u> 539 他に分類されない製造作業者（生産設備制御・監視作業者を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、小分類〔531～538〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造の仕事、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具な</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>ど他に分類されない製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○毛皮工；製革工；水戻し工；脱毛工；革染工；染料調合工（製革）；す（漉）</u> <u>き割り工；皮なめし工；毛皮なめし工；なめし剤調合工；革乾燥工；革仕</u> <u>上げ工；タンニン工（製革）；クロム仕上工（製革）；レタニング工（製革）；</u> <u>毛皮漂白工；靴製造工；靴修理工；靴直し工；靴皮採寸工；靴皮裁断工；</u> <u>靴型入工；靴型抜工；革靴ミシン掛工；製甲工；靴（プラスチック）縫製</u> <u>工；革靴底付工；アリアン工；かかと（踵）付工；靴びょう（鋳）打工；</u> <u>靴仕上工；サンダル（革）製造工；スリッパ（革）製造工；ケミカルシュ</u> <u>ーズ製造工；ケミカルサンダル製造工；革裁断工；硬式ボール縫製工；革</u> <u>ベルト製作工；革パッキン製造工；靴敷革製造工；革手袋縫製工；革サドル</u> <u>製造工；革ぞうり製造工；革鼻緒製造工；ミット・グラブ製造工；くら</u> <u>（鞍）製造工；紡織用革製品製造工；バレーボール製造工；フットボール</u> <u>製造工；革シート製造工；サッカーボール製造工；かばん製造工；塩化ビ</u> <u>ニル樹脂かばん製造工；スーツケース製造工；トランク製造工；ボストン</u> <u>バッグ製造工；ランドセル製造工；リュックサック製造工；ハンドバッグ</u> <u>製造工；袋物製造工；写真機ケース製造工；財布製造工；名刺入製造工；</u> <u>定期券入製造工；懐中鏡入製造工；印鑑サック製造工；信玄袋製造工；手</u> <u>さげ袋製造工（紙製を除く）；はこせこ製造工；楽器ケース製造工；がん具</u> <u>（金属製）組立工；がん具（ゴム製）組立工；がん具（プラスチック製）</u> <u>組立工；ミニカー組立工；人形組立工；フランス人形組立工；節句人形組</u> <u>立工；がん具楽器組立工；児童用乗物組立工；がん具（木製）工；がん具</u> <u>（竹製）工；がん具（布製）工；がん具（セルロイド製）工；がん具（甲・</u> <u>角・貝・きば製）工；動物がん具工；がん具（陶磁器製）工；土人形製造</u> <u>工；人形（プラスチック製）組付工；押絵羽子板製造工；がん具（ガラス</u> <u>製）加工工；人形着付師；人形（布製）縫製工；ゴム人形製造工；縫いぐ</u> <u>るみがん具製造工；漆器工；漆塗工；硬質漆器工；木製漆器工；金属漆器</u> <u>工；漆下塗工；漆上塗工；漆器研出し工；沈金彫師；沈金はく入工；まき</u> <u>絵師；塗りげたまき絵師；げた台まき絵付工；装身具仕上工；貴金属細工</u> <u>工；貴金属彫刻師；貴金属象眼師；貴金属ブローチ製造工；飾り職（貴金</u> <u>属）；宝石細工工；べつ甲職人；角パイプ工；印材（角）工；宝石研磨工；</u> <u>ダイヤモンドダイス工；めのう加工工；水晶加工工（印判師を除く）；真珠</u> <u>加工工；貝細工工；貝ボタン細工工；基石加工工；さんご加工工；模造品</u> <u>（貴金属・宝石）細工工；人造宝石加工工；人造真珠加工工；象げ（牙）</u> <u>細工工；どう（撞）球製造工；印判師；印匠；てん（篆）刻師；水晶印判</u> <u>師；印鑑製造人；スタンプ印製造工；木判工；ゴム印彫刻工；印章彫刻工；</u> <u>印材彫刻師；はたき製造工；羽根細工工；羽根加工工；かつら製造工；へ</u> <u>ヤネット製造工；かもし製造工；洋傘製造工；こうもり傘製造工；洋傘は</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>り工；洋傘仕上工；いす張り工；いすシート張り工；クッション工；詰物工（内張）；船舶内張工；航空機内張工；自動車内張工；旅客車内張工；裏内張工；いす張替工；内張修理工；ベッド装飾工；ほろ張工；小箱（おおい）被工；表具工；大経師；経師屋；からかみ表具師；軸物師；ふすまは（貼）り職；壁紙は（貼）り職；金びょうぶ（屏風）は（貼）り職；と畜作業員；内臓処理工；皮はぎ工；原皮製造工；ガット製造工；はく（剥）製工；解剖標本作成工；肥料製造工（鶏ふん（糞）・魚肥・たい（堆）肥・大豆かすなど）；トランペット組立工；タンバリン組立工；木琴組立工；バイオリン組立工；ハーモニカ組立工；アコーディオン組立工；オルゴール組立工；オルゴール鳴金取付工；楽器修理工；シャープペンシル組立工；太鼓組立工；製氷工（氷室作業者）；模型製作工；人体模型工；マネキン人形製作工；立体地図工；食品見本模型工；木製模型工；乗物模型工；金属模型工；毛筆製造工；整毛工（毛筆製造）；しん立工（毛筆製造）；マッチ製造工；羽根ほうき（箒）製造工；造花製造工；花輪製造工；押絵製造工；祝飾物製造工；折紙細工工；人毛マット製造工；ボールペン組立工；万年筆組立工；眼鏡つる製造工；楽器組立工；ピアノ精密組立工；アクション取付工；ピアノ調整工；ギター組立工；音響試験工（ギター製造）；ギター仕上工；ほっす（枹子）製造工；人毛網工；れん炭製造工；オガ炭製造工；オガライト製造工；木質粒状燃料製造工；たどん製造工；豆炭製造工；熱管理工；織物意匠図工；小道具工（演劇）</u> <u>×木製サンダル製造工〔536〕；げた製造工〔536〕；ゴム靴成形工〔538〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；仕上検査工（皮革製品）〔579〕；革製衣服製造工〔535〕；毛皮裁断工〔535〕；毛皮仕立工〔535〕；手さげ紙袋製造工〔536〕；がん具花火巻工〔531〕；羽子板製造工〔536〕；ゴム風船成形工〔538〕；ゴムまり成形工〔538〕；ゴムまり絵付工〔591〕；扇骨師〔536〕；和傘竹骨製造工〔536〕；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕；竹ぼうき製造工〔536〕；ささら製造工〔536〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；碁石（ガラス）製造工〔532〕；金属彫刻工〔527〕；碁石（プラスチック）製造工〔538〕；木彫刻師〔536〕；洋傘骨製造工〔529〕；洋傘ミシン工〔635〕；齒科技工士〔107〕；化学肥料製造工〔531〕；ささら製造工〔536〕；ゴムまり絵付工〔591〕；大道具工（演劇）〔661〕；室内装飾工〔669〕；じゅうたん張工〔669〕；仕上検査工（皮革製品）〔579〕；鉛筆検査工〔579〕；万年筆検査工〔579〕；漆器製品検査工〔579〕；製品検査工（ギター製造）〔579〕</u> 54 機械組立作業者 道具や機械器具などを用いた手作業により、個々の部品を結合し、調整して、		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、機械の組み立てにおいて産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類 51 に分類される。</u> 541 一般機械器具組立作業者 <u>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○マシニスト；機械組立工；医療機械器具組立工；編物器組立工；内燃機関組立工；印刷機械組立工；エンジン組立工；織機組立工；研磨盤組立工；工作機械組立工；削岩機組立工；製菓機械組立工；製材機械組立工；染色仕上機械組立工；ミシン組立工；タービン組立工；エレベーター組付工；エスカレーター組付工；機械据付工；機械調整工；自転車車輪組立工；鉄砲組立工；化学機械組立工；動力耕うん機組立工；パワーショベル組立工；圧延機組立工；紡績機械組立工；クレーン組立工；精米機組立工；バルブ製造装置組立工</u> <u>×機械保全工〔551〕；拡声器組立工〔542〕；映写機組立工〔545〕</u> 542 電気機械器具組立作業者 <u>回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○発電機組立工；電動機組立工；回転子製造工；コイル巻工（回転電気機械用）；トランス製造工；配電盤組立工；整流機組立工；変圧器組立工；変流機組立工；スイッチ組立工；回転機巻線工；電動機巻線工；電気通信機組立工；無線通信機組立工；電話機組立工；電話交換機組立工；コイル巻工（電話）；コンデンサー組立工；シャシー組立工（電気通信機器）；ピックアップ組立工；拡声器組立工；コイル巻工（ラジオ）；ラジオ組立工；テレビジョン組立工；レーダー組立工；磁器振動子製造工；水晶発振子製造工；電子管製造工；電子管組立工；電子管排気・封止工；電子管仕上工；白熱電球製造工；白熱電球組立工；白熱電球排気・封止工；白熱電球仕上工；蛍光ランプ製造工；蛍光ランプ組立工；蛍光ランプ排気・封止工；蛍光ランプ仕上工；電線製造工；電線紙巻工；電線がい（鎧）装工；電らん（纜）ろう付工；編組工；がい（鎧）装工；ゴム絶縁工；絶縁電線テープ</u>		旧小分類 582 の○例示に記載されていた「ポケットベル組立工」は、ポケットベル自体がメール機能を搭載した携帯電話の普及等により利用がされなくなっている現状であり、あえて例示としておく必要がないと考えられることから削除する。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>巻工；チュービング工；通信ケーブル紙巻工；通信ケーブル被装工；電線加工工；被覆電線製造工；巻線工（電線）；電灯線製造工；光ファイバーケーブル製造工；エナメル線製造工；金属被覆工；半導体製品製造工；半導体切断工；半導体製品加工工；回路配線工；トランジスター製造工；半導体集積回路（ＩＣ）製造工；半導体大規模集積回路（ＬＳＩ）製造工；電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）・電子回路実装基板製造工（プリント配線実装基板製造工、モジュール実装基板製造工）；シリコン整流素子製造工；太陽電池製造工；光電素子製造工；電子計算機組立工；パーソナルコンピュータ組立工；粒子加速装置組立工；エックス線装置組立工；放射線応用計器組立工；水中聴音装置組立工；電子顕微鏡組立工；電気アイロン組立工；電気ストーブ製造工；電熱器製作工；電気炉製作工；扇風機組立工；冷凍機械修理工；電気冷蔵庫修理工；点火せん（栓）組立工；ペースト充てん（填）工；ペーストねっか（捏和）工；電極化成工；電気器具内部配線工；ソケット製造工；バッテリー（蓄電池）組立工</u> <u>×電気時計組立工〔545〕；吹きガラス成形工〔532〕；フレーヤー工〔532〕；電気機械器具検査工〔582〕；伸線工〔529〕；ケーブル検査工〔582〕；混練り工（ゴム）（ロール・パンバリーによる混練り）〔538〕；プラスチック混練り工〔538〕；エナメル被覆工〔591〕；ペースト工〔531〕；はんだ付工〔529〕；木製セパレータ工〔536〕</u> 543 自動車組立作業者 自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装する仕事に従事するものをいう。 ○自動車部品組立工；自動車（トラック）車台組立工；運転台組立工；荷台組立工；シャシー組立工（自動車）；車体（乗用車・バス）組立工；自動車配線工；ブレーキ調整工；自動車エンジン取付工；自動車電装品取付工；自動車計器取付工；自動車ぎ装工 ×車台鉄骨曲げ工〔525〕；板金加工職〔526〕；自動車車台材料切断工〔529〕；ガス溶接工〔528〕；シャシー組立工（電気通信機器）〔542〕；自動車検査工〔583〕；タイヤ工〔538〕；自動車内張工〔539〕 544 輸送機械組立作業者（自動車を除く） <u>自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。</u>		電子回路製造は、生産規模で2兆5千億円、これに従事する従業者数は55,751人（ともに経済産業省調べ）と相当程度の規模を持つものであることから、電子回路製造作業者（電子回路基板製造工、電子回路実装基板製造工）について内容例示に追加する。 旧小分類「591 自動車組立作業者」の○例示に記載されていた「自動車（乗用車）組立ガス溶接工」については、溶接作業を行うものであるため、新小分類「528 金属溶接・溶断作業者（生産設備制御・監視作業者を除く）」に例示を移す。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
○航空機組立工；タンク組立工（航空機）；翼組立工；エンジン取付工（航空機）；プロペラ取付工（航空機）；機体組立工（航空機）；航空機ぎ装工；発動機ぎ装工；航空計器取付工；車輪組立工（航空機）；航空整備士；航空工場整備士；機関車組立工；電車組立工；車両鉄工；台車組立工（鉄道車両）；車体組立工（鉄道車両）；シャシー組立鉄工（鉄道車両）；客貨車上回工・下回工；鉄道車両電装品取付工；サッシ・ドア取付工；計器取付工；制動機取付工；自転車組立工；リヤカー組立工；船舶・機関ぎ装工（船舶）；航海計器ぎ装工；外業木工（船舶）；金属取付工（船舶）；救命装置ぎ装工（船舶）；索具取付工（船舶）；船具取付工；船体ぎ装工；造船鉄機工；牽引車製造工；人力車組立工；そり組立工；船舶上架工；船きよ（渠）工；船台大工；盤木大工 ×エンジン組立工〔541〕；航空計器組立工〔545〕；内張修理工〔539〕；航空機配線工〔629〕；製缶工〔525〕；鉄道車両配線工〔679〕；鉄道車両配管工〔666〕；自転車車輪組立工〔541〕；タイヤ修理工〔538〕；造船組立工〔525〕；索具工〔529〕；船大工〔536〕；船体塗装工〔591〕；船舶配線工〔679〕 545 計量計測機器・光学機械器具組立作業者 計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整、及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。 ○計器工；ガイガー計数管組立工；ガイガー測定器組立工；電気露出計組立工；電力計製造工；ガスメーター組立工；水量メーター組立工；気圧計組立工；心電計組立工；血圧計組立工；航空計器組立工；磁石組立工；ジャイロ計器組立工；ら針盤組立工；温度計組立工；寒暖計組立工；濃度計組立工；体温計製作工；はかり組立工；比色計組立工；巻尺組立工；ます組立工（金属）；計器調整工；ノギス組立工；マイクロメーター組立工；時計組立工；腕時計組立工；目覚時計組立工；クロノグラフ組立工；時計部品組立工；ストップウォッチ組立工；タイムレコーダー組立工；セルフタイマー製造工；メトロノーム製造工；時計調整工；時計側付工；時計ひげあわせ工；石入れ工（時計）；機械時計ムーブメント組立工；水晶時計組立・調整工；水晶時計外装組立工；水晶時計ムーブメント組立工；電気時計組立工；顕微鏡組立工；映写機組立工；双眼鏡枠組立工；オペラグラス組立工；光学計器工；光学測定器組立工；照度計組立工；分光計組立工；テレビ撮影機組立工；写真機組立工；測高機組立工；測距儀組立工；測速機組立工；ねじ山測定機組立工；測量機械製造工；虫めがね組立工；望遠鏡製造工；偏光器仕上工；シャッター組立工；検眼鏡組立工；電気計測器組立工；工業計器組立工；レンズ調整工；光学レンズ工；光学レンズ研磨工；		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>プリズム研磨工；レンズ研磨工；レンズ砂洗工；コンタクトレンズ研磨工；レンズ加工工；プリズム荒ずり工；砂かけ工（プリズム）；ふき上工（レンズ）；レンズ心出工；心取工（レンズ）；バルサム工；計算尺組立工；銀付工；やに付工；フィルター組立工；皿造工；石こう（膏）はり付工（双眼鏡）；コーティング工；目盛工；ガラス目盛工；ガラス目盛墨入工；ガラス目盛腐しよく（蝕）工；計器目盛工；測定器目盛工；物指し目盛製作工；眼鏡師</u> <u>×計量士〔249〕；木製ます製造工〔536〕；ぜんまい製造工〔529〕；時計検査工〔585〕；レーダー組立工〔542〕；眼鏡つる製造工〔539〕；金属目盛彫刻工〔527〕</u> 55 機械整備・修理作業者 <u>機械の整備や修理を行う仕事に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の保守（整備・修理）の仕事に従事するものも含まれる。</u> 551 一般機械器具整備・修理作業者 <u>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く）の部分修理・総修理・保全の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、金属部分の切削加工に専ら従事するものは小分類〔523〕に分類される。</u> <u>○機械修理工；内燃機関修理工；金庫修理工；クレーン修理工；工作機械修理工；製粉機修理工；選鉱機械修理工；木工機械修理工；定置機関修理・保全工；建設機械修理・保全工；ポンプ修理工；圧搾機械修理工；印刷機修理工；機械分解工；機械保全工；紡績機械保全工</u> <u>×マシンニスト〔541〕；機械組立工〔541〕</u> 552 電気機械器具整備・修理作業者 <u>回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○電気機械修理工；発電機修理工；電話機修理工；有線電話機修理工；テレビジョン・ラジオ修理工</u> <u>×扇風機組立工〔542〕；ソケット製造工〔542〕；電気時計組立工〔545〕；ペースト工〔531〕；はんだ付工〔529〕；木製セパレータ工〔536〕</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
553 自動車整備・修理作業者 自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。 ただし、内張関係の修理・塗装の塗り替え・ガラスの入替えの仕事に従事するものは含まれない。 ○自動車整備工；自動車シャシー整備工；自動車車体整備工；自動車エンジン整備工；自動車整備士；自動車電気装置整備士；自動車車体整備士；自動車タイヤ整備士；自動車修理工；自動車エンジン修理工；オートバイ修理工 ×板金加工職〔526〕；タイヤ修理工〔538〕；内張修理工〔539〕；自動車塗装工〔591〕；自動車ガラスはめ込工〔669〕 554 輸送機械整備・修理作業者（自動車を除く） 自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の修理の仕事に従事するものをいう。 ○発動機修理工（航空機）；航空機修理工；電車修理工；貨車組立修理工；パンタグラフ修理工；自転車修理工 ×エンジン組立工〔541〕；航空計器組立工〔545〕；内張修理工〔539〕；航空機配線工〔679〕；製缶工〔525〕；鉄道車両配線工〔679〕；鉄道車両配管工〔666〕；自転車車輪組立工〔541〕；タイヤ修理工〔538〕 555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理作業者 計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。 ○度量衡修理工；時計修理工；カメラ組立修理工 ×計量士〔249〕；電気時計組立工〔545〕；計器目盛工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；木製ます製造工〔536〕；ぜんまい製造工〔529〕；時計検査工〔585〕；レーダー組立工〔542〕；眼鏡つる製造工〔539〕；金属目盛彫刻工〔527〕 56 製品検査作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断） 金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。 561 金属材料検査作業者 金属材料を製造・処理してできた製品の検査に関する仕事に従事するも		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>のをいう。</u> ○<u>鋳物製品検査工</u> 562 金属加工・金属溶接・溶断検査作業者 機械又は手道具を用いて、金属材料を加工、若しくは電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断により製造された製品の検査の仕事に従事するものをいう。 ○<u>溶接検査工；プレス検査工；金属切削製品検査工</u> 57 製品検査作業者（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く） 化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。 571 化学製品検査作業者 化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の検査の仕事に従事するものをいう。製塩の検査に従事するものも含まれる ○<u>化学製品検査工；薬品検査工</u> 572 窯業・土石製品検査作業者 <u>ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメント、石製品・石綿製品の検査の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>ガラス製品検査工；板ガラス検査工；陶磁器検査工；土管検査工；検瓶工（ガラス瓶製造）</u> 573 食料品検査作業者 精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品、缶詰・瓶詰などの保存食料品、水産物の処理加工により作られた製品の検査の仕事に従事するものをいう。 ○<u>検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）；打検工</u> 574 飲料・たばこ検査作業者 <u>製造された清涼飲料・嗜好飲料・たばこの検査の仕事に従事するものをいう。</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>○たばこ巻取検査工</u> 575 繊維・衣服・繊維製品検査作業者 糸及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製品、漂白・精練・染色された製品、布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして製造された衣服・帽子・その他類似の製品、なめしかわ・毛皮製の被服を検査する仕事に従事するものをいう。 <u>○靴下検査工；生糸検査工；紡織検査工；織布検査工；繊維製品検査工</u> 576 木製製品・紙製品検査作業者 板・角材などの製材、木材チップ・合板、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工した各種の製品、木材・木材チップ・古紙などから製造したパルプ、パルプ・その他の繊維から製造した紙・板紙、紙・板紙加工製品を検査する仕事に従事するものをいう <u>○丸太検査工；木型検査工；木材検査工；仕上検査工（紙・紙製品製造）</u> 577 印刷・製本検査作業者 製版・印刷、鋳造した活字及び製本の検査の仕事に従事するものをいう。 <u>○印刷検査工；製本検査工</u> 578 ゴム・プラスチック製品検査作業者 <u>ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の検査の仕事に従事するものをいう</u> <u>○検査工（ゴム・プラスチック製品）</u> 579 その他の製品検査作業者 <u>小分類〔571～578〕に含まれない毛皮・なめし革、各種の革製品（衣服を除く）、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具などの検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○仕上検査工（皮革製品）；鉛筆検査工；万年筆検査工；漆器製品検査工；製品検査工（ギター製造）</u> 58 機械検査作業者 <u>各種機械の生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>事するものをいう。</u> 581 一般機械器具検査作業者 <u>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○機械検査工；内燃機関検査工；金庫検査工；クレーン検査工；工作機械検査工；製粉機検査工；選鉱機械検査工；木工機械検査工；定置機関検査工；建設機械検査工；ポンプ検査工；圧搾機械検査工；印刷機検査工</u> 582 電気機械器具検査作業者 <u>電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○グリット検査工；ケーブル検査工；電気製品検査工；電気部品検査工；電気機械器具検査工</u> 583 自動車検査作業者 <u>自動車の検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○自動車検査工</u> 584 輸送機械検査作業者（自動車を除く） <u>自動車を除く輸送機械の検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○航空工場検査員；鉄道検車手；車両検査係；試運転工；ロードテスト；試運転工；輸送機械検査工</u> 585 計量計測機器・光学機械器具検査作業者 <u>計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○光学機械検査工；計器検査工；時計検査工；レンズ検査工</u> 59 生産関連・生産類似職業従事者 <u>塗装や写真現像など生産に関連し、又は生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</u> 591 生産関連職業従事者 <u>塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図・現図など生産に関連する技能的な仕事に従事</u>		

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<u>するものをいう。</u> ○自動車塗装工；船体塗装工；吹付塗装工；エナメル塗装工；塗装着色工；絵付着色工（塗装）；羽子板彩色工；家具塗装工（漆を除く）；げた台塗装工；ゴムまり絵付工；エナメル被覆工；ラック塗工；ペンキ職；金属塗装工；化学塗装工；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工；画工（窯業を除く）；図案工；図案画工；アニメーター；ペンキ画工；看板書き；ビラ書き；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工；テクニカルイラストレーター；POPライター；写真現像工；写真焼付工；フィルム現像工；写真引伸し工；写真修整工；フィルム焼付工；写真エアブラシ工；製図工；機械製図工；土木製図工；トレース工；鉱山製図工；船舶製図工；航空機製図工；電機製図工；建築写図工；設計手；製図検査工；写図工；青写真工；CADオペレーター；パタンナー；現図工；車両現図工；造船現図工；航空機現図工；鉄鋼現図工；鉄工現図工；構造物現図工；木工現図工；現図検査工 ×水彩画家〔222〕；装飾画家〔222〕；陶磁器絵付工〔532〕；漆塗工〔539〕；印刷写真工〔537〕；け（罫）がき工〔529〕；心取工（レンズ）〔545〕 592 生産類似職業従事者 <u>生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</u> ○映写技師；水門操作員；温泉供給バルブ操作員；河川監視員；水位監視員；照明係（舞台・撮影所）	<u>I 生産工程・労務作業者</u> <u>機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。</u> <u>I-1 製造・制作作業者</u> <u>I 生産工程・労務作業者</u> <u>機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試</u>	旧大分類「I 生産工程・労務作業者」を廃止して、新大分類「H 生産工程作業者」、「I 建設・採掘作業者」、「J 輸送・定置・建設機械運転従事者」及び「K 労務作業者」を新設する。 旧亜大分類「I-1 製造・制作作業者」の中分類（51～72）を廃止して、新大分類「H 生産工程作業者」を新設し、新中分類（49～59）を新設する。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<u>掘・採掘・採取・選鉱・ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。</u> <u>I-1 製造・制作作業者</u> <u>51 金属材料製造作業者</u> <u>鉱石・金属くず（屑）の溶解・製錬、製品（金属）の精錬及び金属の圧延・鍛造・プレスを行う仕事、金属の鋳型・しん（芯）型をつくる仕事、金属の型鋳込み及び熱処理をする仕事、線・棒・管材などをつくるために金属の引抜き・抽出を行う仕事その他金属材料の製造・処理に関連する仕事に従事するものをいう。</u> <u>511 製鉄・製鋼作業者</u> <u>高炉・電気炉を用いて銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・出さい（滓）・除さい（滓）・出銑・鋳銑・鋳鉄・熱風炉操作の仕事、転炉・各種電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の仕事及びキュボラ（溶銑炉）・コシキ・各種電気炉を用いた鋳物用鉄の溶融の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○製銑工；溶銑予備処理工；炉前工（高炉）；高炉管理工；鋳銑機工；製鋼工；転炉工；電気炉工；炉外精錬工；造塊工；連続鋳造工（鉄鋼）；連続精整工；鋳物用鉄溶解工；キュボラ工（鋳物）；フェロアロイ工；原料装入工（製鉄・製鋼）；回転炉工；鋳銑工；熱風炉工；二次精錬職</u> <u>×溶解工（非鉄金属）〔512〕；溶解工（鋳物原料）〔513〕；金属焼結工〔519〕；炉修工〔772〕</u> <u>512 非鉄金属製錬作業者</u> <u>溶鉱炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉱石若しくは金属くず（屑）から非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鉱の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からのはく（剥）離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鋳込造塊の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○溶解炉工（非鉄金属）；電解工（非鉄金属）；精錬工（非鉄金属）；銅製錬工（電解法を除く）；蒸留工；溶鉱炉工；造塊工（非鉄金属）；転炉工（非鉄金属）；反射炉工；溶解工（非鉄金属）；るつぼ工；レトルト製錬工；貴</u>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<u>金属製錬工；半導体材料製錬工（多結晶シリコンなど）；半導体素子製錬工； ゲルマニウム精錬工；金属ウラン製錬工；金属シリコン精錬工 ×溶解工（鋳物原料）〔513〕</u> 513 鋳物製造作業者 <u>模型を用いて、鋳物用熔融金属を鋳込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型あるいは金属型などに溶解金属を注入して型ばらし・砂落としなどの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○アルミニウム鋳物工；鋳込工（金属）；鋳物工；鋳物鋳込工；鋳物心取工；鋳物中子工；金属鋳物工；合金鋳物工；鋳鉄鋳物工；鋳鋼鋳物工；非鉄金属鋳物工；金型工；混砂工；溶解工（鋳物原料）；造形工；金属管鋳造工；鋳造工；注湯工；中子取；モールドイングマシン工；砂落工；調砂工；中子工；鋳型工；手込造形工；機械込造形工 ×溶解工（非鉄金属）〔512〕；鋳物製品検査工〔519〕；鋳物木型工〔663〕</u> 514 鍛造作業者 <u>加熱及び半熱間又は常温で、冶工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど（火床）係も含まれる。</u> <u>○鍛造工；鍛造操炉工；自由鍛造工；鍛造プレス工；鍛造ハンマ工；型鍛造工；手かじ（鍛冶）工；工具かじ（鍛冶）工；かじ（鍛冶）工；火床工；熱間成形ばね工 ×てい（蹄）鉄打替職〔439〕</u> 515 金属熱処理作業者 <u>金属を加熱・冷却することにより、焼ならし・焼なまし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一定の性質を与える仕事に従事するものをいう。熱処理品の準備（運搬のみに従事するものを除く）・後処理に従事するものも含まれる。</u> <u>○焼ならし・焼なまし工；焼入焼戻し工；浸炭焼入焼戻し工；窒化・軟窒化工；高周波焼入焼戻し工；熱処理工 ×熱処理品運搬員〔792〕</u> 516 圧延作業者 <u>金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法によって金属管を製作・精整する仕事（熱間・冷間・</u>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<u>溶融を問わない）に従事するものをいう。製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ（鋸）断の仕事に従事し、溶融金属の押出しによる製管の溶融の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、単独に行われる切断又は伸線の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○圧延加熱炉工；熱間圧延工；分塊圧延工；条鋼圧延工（線材、形鋼、棒鋼）；鋼板圧延工（厚板、熱延）；シームレス鋼管工；冷間圧延工；冷延工；電磁鋼板工；ステンレス鋼板工；表面処理鋼板工；展延工（非鉄金属箔）；溶接鋼管工；大径管工（スパイラル、UO管）；電縫管製造工；鍛接管工；圧延仕上工；圧延ロール整備工</u> <u>×金属管鑄造工〔513〕；伸線工〔517〕；金属切断工（針・ピン類を除く）〔559〕；はく打工〔559〕；ダイヤモンドダイス工〔716〕</u> 517 伸線作業者 <u>金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取の仕事に従事するものをいう。</u> <u>線素材の熱処理又は金属線の防せい（錆）の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○伸線工；裸線工；合金線引抜工；展延工；電線工；電線圧延工；銅線引抜工；ニクロム線伸線工；針金伸線工；ピアノ線伸線工；巻取工；ワイアスプルーラー工</u> <u>×被覆電線製造工〔584〕；ダイヤモンドダイス工〔716〕</u> 519 その他の金属材料製造作業者 <u>鉍石の粉碎・ばい（焙）焼・焼結・団鉍・仕上げ・検査など小分類〔511～517〕に含まれない金属材料製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ばい焼工；焼結工；鑄物仕上工；鑄物型ばらし工；ショット・ブラスト工（金属材料製造）；鑄物はつり工；ガウジング工；金属焼結工；団鉍工；粉末や（冶）金焼結工；粉末や（冶）金成形・再圧縮工；洋傘骨製造工；鑄物製品検査工</u> <u>×ダイカスト工〔559〕；シャーリング工〔559〕；金属はつり工〔559〕</u> 52 化学製品製造作業者 <u>化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、動植物油脂を製造する仕事に従事するものは小分類〔615〕に分類</u>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<u>される。</u> 521 基礎的化学製品製造作業者 <u>化学薬品・化学染料・火薬・合成樹脂・化学肥料を製造するため、原料の計量・仕込装入・分解・酸化・還元・合成・縮合・重合・蒸留・蒸発・濃縮・ろ（濾）過・混合・ねっか（捏和）・かくはん（攪拌）・結晶（析出・晶析・塩析など）・圧縮・液化・ばい（焙）焼・か焼・ガス発生炉操作・電気炉操作などの仕事に従事するものをいう。原油の不純物をろ過・分離する仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、香料・塗料・農薬などの製造の仕事に従事するものは小分類〔529〕に分類される。</u> <u>○硝酸製造工；硫酸製造工；苛性ソーダ製造工；ソーダ灰製造工；カーバイド製造工；硫酸亜鉛製造工；二硫化炭素製造工；さらし粉製造工；ベンゾール製造工；テレピン油製造工；しょう（樟）脳油製造工；タンニン製造工；まつやに（松脂）精製工；アミノ酸液製造工；圧縮ガス製造工；アルコール製造工；メラニン製造工；カーボンブラック製造工；アセチレンブラック製造工；硝化綿製造工；サッカリン製造工；染料製造工（天然・化学）；火薬製造工；爆薬製造工；ニトログリセリン製造工；カーリット製造工；合成樹脂製造工；石炭乾留工；熱処理工（化学又は顔料熱処理）；木材乾留工；原油処理工；アルカリ回収工；アンモニア回収工；薬品回収工；ソーダ隔まく（膜）分離工；薬品調合工（化学）；アルカリ調整工；ファイバー塩化亜鉛液調整工；染料仕上工；化学薬品製造工；塩酸製造工；無塩しょう（醬）油製造工；合成ゴム製造工；化学肥料製造工；蒸留水製造工；セロファン製造工；合成繊維原料製造工；合成洗剤原料製造工；高圧ガス作業主任者；石油薬品回収工</u> <u>×石油精製オペレーター〔522〕；医薬品製造オペレーター〔525〕；塗料工〔529〕；香料製造工〔529〕；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）〔529〕；雷管・導火線製造工〔529〕</u> 522 石油精製作業者 <u>ガソリン・ナフサ・ジェット燃料油・灯油・軽油・重油・潤滑油・液化石油ガスなどを製造するための原油の蒸留・処理、蒸留生産物の精製、原油・蒸留油・精製油・パラフィン・その他の石油誘導品の不純物を除去するため化学薬品又は蒸気によって処理する各種の装置の操作、コントロール室における機器装置の観察・監視・調整、プラント内の石油製品・その他の液体を運搬するポンプ及びパイプ系統の制御、その他石油精製に関連する仕事に従事するものをいう。</u>	